

**諏訪広域公立大学事務組合から公立大学法人公立諏訪東京理科大学への
出資財産（案）について**

公立大学法人公立諏訪東京理科大学を設立するため、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 6 条第 3 項の規定により、諏訪広域公立大学事務組合が公立大学法人公立諏訪東京理科大学に下記の財産を出資するものとする。

なお、当該財産の出資には、地方自治法の規定により、諏訪広域公立大学事務組合議会の議決を要する。

〔地方独立行政法人法（抄）〕

（財産的基礎）

第 6 条 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができない。

3 設立団体（地方独立行政法人を設立する一又は二以上の地方公共団体をいう。）は、地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

〔地方自治法（抄）〕

（議決事項）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

6 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

第 292 条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、（中略）市の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

1 出資する財産の内訳

（1）土地

資産の種別	所在・地番	地目	面積
土地	茅野市豊平字バチ山 4937 番 3	宅地	m ² 1,548.06
	茅野市豊平字バチ山 4942 番	宅地	3,985.57

土地	茅野市豊平字バチ山 5000 番 1	山林	30,000.00
	茅野市豊平字トクアミ 6934 番 7	宅地	13,822.22
	茅野市豊平字トクアミ 6948 番 1	原野	115.00
	茅野市豊平字トクアミ 6948 番 3	宅地	644.15
	茅野市豊平字トクアミ 6950 番 1	原野	2,885.00
合計		7 筆	53,000.00

(2) 建物

資産の種別	所在	名称	構造	延べ床面積
建物	茅野市豊平字バチ山 5000 番地 1 の 2	1 号館	鉄筋コンクリート・鉄骨造 2 階建	3,434.30
		2 号館		
	茅野市豊平字バチ山 5000 番地 1、茅野市豊平字トクアミ 6950 番地 1	3 号館	鉄筋コンクリート・鉄骨造 5 階建	4,554.66
		4 号館		
	茅野市豊平字バチ山 4942 番地、5000 番地 2、5000 番地 1、茅野市豊平字トクアミ 6934 番地 7、6948 番地 3	5 号館	鉄筋コンクリート・鉄骨造 6 階建	7,942.79
		6 号館		
	茅野市豊平字トクアミ 6934 番地 7、茅野市豊平字バチ山 4937 番地 3、4942 番地	7 号館	鉄筋コンクリート・鉄骨造 4 階建	7,385.46
		8 号館		
		体育館		
	茅野市豊平字バチ山 5000 番地 1	客員宿舎	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,620.93
茅野市豊平字トクアミ 6934 番地 7			495.48	

建物	茅野市豊平字バチ山 5000 番地 3、茅野市豊平字トクアミ 6950 番地 2	セミナーハウス	鉄筋コンクリート・鉄骨造 2階建	1,085.20	
	茅野市豊平字バチ山 5000 番地 2	サークル部室 1	コンクリートブロック造 2階建	255.76	
		サークル部室 1 倉庫 1	コンクリートブロック造 平家建	6.43	
		サークル部室 1 倉庫 2	コンクリートブロック造 平家建	6.43	
	茅野市豊平字バチ山 5000 番地 2	サークル部室 2	コンクリートブロック造 2階建	255.76	
		サークル部室 2 倉庫 1	コンクリートブロック造 平家建	6.43	
	茅野市豊平字バチ山 4937 番地 1	リスク評価実験棟	鉄骨造平家建	108.00	
		冷媒ガス燃焼性 評価試験室	軽量鉄骨造平家建	31.36	
	合計			14 棟	27,188.99

2 出資者

諏訪広域公立大学事務組合（公立大学法人公立諏訪東京理科大学の設立団体）

3 出資する財産の評価額

(1) 土地 407,000,000 円

(2) 建物 1,805,918,400 円

※不動産の評価額については、平成 28 年度末に、学校法人東京理科大学が日本不動産研究所に委託して実施した不動産鑑定の評価額を、諏訪広域公立大学事務組合が適正な評価額として、公立大学法人公立諏訪東京理科大学に出資する財産の評価額とし、公立大学法人定款の別表に掲載する予定。